

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第6条第8項に基づき変更するものである。

- 1 森林吸収源対策を積極的に推進するために間伐による伐採総量を変更する。

【変更項目及び頁】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(4) 主要事業の実施に関する事項	1
① 伐採総量	1

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項

① 伐採総量

(単位：m³，ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
計	4 3 4, 6 3 0	5 5 3, 9 7 0 (8,389)	9 8 8, 6 0 0

注) ()は間伐面積である。